



※1 「行政減量・効率化有識者会議」は、平成18年1月23日に「独立行政法人に関する有識者会議」を改組し設置された。

※2 スケジュールは、平成18年度の労働政策研究・研修機構見直しの例による。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号） 一抄一

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。